

表 8

一定の無線従事者の資格と業務経歴を有する者に対する試験の一部免除(規則第8条第2項)

一定の無線従事者の資格及び業務経歴を有する者が他の資格の国家試験を受ける場合は、申請により別表の区分に従って国家試験の一部を免除します。

別表

受験者が現に有する資格	受験する資格	業務経歴	工学の基礎	電気通信術	法規	地理	英語
第一級総合無線通信士	第一級陸上無線技術士	3年以上	○	—	○	—	—
第二級総合無線通信士	第一級総合無線通信士	3年以上	○	*1○		*4○	
		5年以上	○	*1○	*3○	*4○	*5○
	第一級海上無線通信士	3年以上	○	*1○		—	
		5年以上	○	*1○	*3○	—	*5○
	第二級海上無線通信士	3年以上	○	*1○		—	
		5年以上	○	*1○	*3○	—	*5○
第二級陸上無線技術士	3年以上	○	—	○	—	—	
第三級総合無線通信士	第二級総合無線通信士	3年以上	○	*2○			
		5年以上	○	*2○		*4○	
	第二級海上無線通信士	3年以上	○	*1○		—	
	第三級海上無線通信士	3年以上	—	*1○		—	
第二級海上無線通信士	第一級海上無線通信士	3年以上	○	○	○	—	○
第二級陸上無線技術士	第一級陸上無線技術士	3年以上	○	—	○	—	—

- 注 1 業務経歴は、受験者が現に有する無線従事者の資格により、無線局(アマチュア局を除く。)の無線設備の操作に従事したものに限る。
- 2 免除する試験科目は、○印を付したものとする。ただし、*1を付した科目は海岸局又は船舶局の無線設備の通信操作に従事した者に、*2を付した科目はモールス符号による通信操作に従事した者に、*3を付した科目は海岸局又は船舶局の無線設備の国際通信のための通信操作に従事した者に、*4を付した科目は船舶局の無線設備の国際通信のためのモールス符号による通信操作に従事した者に、*5を付した科目は船舶局の無線設備の国際通信のための通信操作に従事した者に限る。
- 3 業務経歴書の様式は、無線従事者規則 [別表第5号様式](#) で定められています。